諮問番号：平成３０年度諮問第２２号

答申番号：平成３０年度答申第２６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月１８日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当受給資格認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人（平成２６年８月○○日出生）の母（以下、「審査請求代理人」という。）は、子である審査請求人に障害があるのではないかと疑い、平成２８年８月２日以降度々、○○市の保健センター（以下、「保健センター」という。）に健診や電話等で発達障害に関する相談をした。

しかし、保健センターの職員からは、療育サービスの費用について虚偽の説明をされ、「発達検査」を勧められず、手当についての説明がなかった。

審査請求人の３歳の誕生日である平成２９年８月○○日から審査請求代理人の審査請求人に係る障害に対する疑いが強くなり、審査請求代理人が自らインターネットで検索をし、障害及び手当の存在を知った。

保健センターの職員の行為は、発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第１３条、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第９条、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２条、第３条及び第１２条の６並びに保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第９条等に規定する義務に違反している。

平成２９年９月、審査請求代理人は妊娠期間の後期であり、いつ産まれてもおかしくない状態で体調も悪かった。また、審査請求代理人の夫（以下「夫」という。）は仕事により平日は休めず、忙しい状態であったことから、手当の認定請求が困難な状況にあった。

保健センターの職員が、適切な助言等を行っていれば、審査請求人が３歳となる平成２９年８月○○日頃には診断を受けることが確認でき、翌９月には手当の認定請求を行い、同年１０月には認定処分がなされたはずである。

したがって、本件処分は適切な時期に認定していないため、違法不当な処分であり、本件処分を取り消し、平成２９年１０月に遡って認定処分を行うべき　である。

なお、訪問等支援の提案や発達相談事業への参加について、否定的な態度は一度もとっておらず、毎回、健診に行き電話等でも療育の相談を行っていた。その際も、拒否的な態度等は一切取っていない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）支給要件に係る審査について

　　　審査請求人は、平成３０年３月９日に、処分庁に対して認定請求（以下「本件認定請求」という。）を行っている。

請求時に提出された診断書において、④障害の原因となった病傷名に「○○○○○○○○○○○○○○○○」とあり、認定基準における「発達障害」に区分される。また、⑪知能障害等には、「○○○○○○○○」、「○○」、「○○○○」、「○○○○○○○」の記載があり、⑫発達障害関連症状には「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とされている。さらに、⑯性格特徴には「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」との記載があることから、認定基準における「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に該当するといえる。加えて、診断書における⑰日常生活能力の程度には、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載があり、日常生活に著しい制限を受けていることは明らかである。また、⑱要注意度にも「○○○○○○○○○○○○○」の記載がある。したがって、認定基準の「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に該当し、支給要件を満たすことが確認できることから、処分庁の支給認定に係る障害程度の審査について違法及び不当な点はない。

（２）支給期間について

　　　処分庁によって本件認定請求の支給要件に係る審査が行われた結果、平成３０年４月１８日付けで認定処分が行われ、審査請求人に認定通知書が送付されている。また、障害児福祉手当（以下、「手当」という。）の支給についても、認定の請求をした日の属する月の翌月である平成３０年４月から開始されている。

手当の支給期間の遡りについて、審査請求人等の法第５条の２第２項の「やむを得ない理由」及び「やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から」支給を開始する余地の有無を検討する。

　　　認定請求をなし得る者は、受給資格者本人である審査請求人であるが、平成１０年４月３０日発行「改訂　特別障害者手当等支給事務の手引（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修。以下、「手引」という。）には、「手当の認定請求をなしうる者は、手当の支給要件に該当する者（受給資格者）本人であるが、民法上の法定代理人が請求を行うことはもちろん、任意代理人が本人に代わって請求することも許される。なお、障害児福祉手当の認定請求は、単に権利の認定を受けるためのものであるから、未成年であっても意思能力を有するかぎり親権者の同意を必要とせず、単独でなし得ると解すべきである。」と記載されている。

審査請求人は幼児であるため「意思能力」がなく、単独で認定請求をなし得ることはできず、委任状がなくても認定の請求ができる親権者たる代理人又は夫が本人に代わって請求することが想定されることから、審査請求代理人又は夫に、「やむを得ない理由」が生じていたかどうかについて検討する。

審査請求代理人は、「平成２９年９月に妊娠期間の後期で体調が悪く、手当の認定請求が困難であった。そして、審査請求代理人は、平成２９年１１月○日に出産した。」旨主張する。また、手引には、「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などによって認定の請求ができない場合をいう。また、『理由がやんだとき』とは、たとえば台風が去ったとき、火災が鎮火したとき、あるいは病気が全快し床上げをしたときと解される。」と記載されている。

「やむを得ない理由」には「出産」によって認定の請求ができない場合を含むため、他に認定請求をなし得る者がいないのであれば、やむを得ない理由があった可能性があるが、夫に「災害」「急病」「交通事故」等の「やむを得ない理由」が存在したとの主張及び事実関係の証明がない。

第５の１（５）のとおり「障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する疑義について」には、「『災害その他やむを得ない理由』とは、自然災害（風水害等）、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等の物理的な理由に限定される。離婚等の人為的な理由は、これに含まれない。」と記載されている。審査請求人の主張のとおり夫が「仕事により平日は休めず、忙しい状態」であったとしても、やむを得ない理由に、人為的な理由は含まれないため、仮に、行政から手当の周知が早期になされなかったとしても、それ自体が「災害」「急病」「交通事故」等のやむを得ない理由に該当するとはいえない。

したがって、審査請求人等に、法第５条の２第２項の「やむを得ない理由」及びその理由がやんだ後１５日以内に請求をした事実は認められず、処分庁が支給開始を遡らなかったことに、違法又は不当があると認めることはできない。

（３）手当の周知について

　　　平成３０年３月５日に、審査請求代理人から、担当課に手当についての問い合わせがあった際に、同日中に、担当課から審査請求代理人に対し、手当の申請に必要な診断書の様式を送付している。第５の１（６）の行政手続法の観点からみても、本件では「申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ」同日中に、診断書の様式を送付していることから、処分庁が申請に必要な情報の提供を怠ったとはいえない。

また、保健センターの職員が、適切な時期に手当に関する説明を行わなかったとする審査請求人の主張については、行政手続法上の情報提供努力義務が問題となるが、行政庁による情報提供については、申請をしようとする者等の求めに応じて行われるものであって、法的強制を伴わない責務が認められるにとどまり、これを法的義務とするかどうかは、当該法律がこれを法的義務として規定しているかどうかによると解すべきである。

本件では、法が手当の情報提供を法的義務としておらず、手当の担当部署でない保健センターが手当を周知しなかったとしても、違法又は不当とはいえない。

（４）その他

　　　審査請求人は、保健センターの職員から、療育サービスの費用について虚偽の説明をされ、「発達検査」を勧められず、保健センターの職員の行為が、発達障害者支援法等における義務に違反していると主張するが、療育サービスの説明が虚偽であるかどうかや「発達検査」を行ったかどうかは、本件処分の認定とは関係するものではない。したがって、本件審査請求において審理の範囲外にあるため、言及しない。

以上より、処分庁の行った本件処分に至る判断及び手続は適正なものと言える。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年１月２１日　　諮問書の受領

平成３１年１月２４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月７日

口頭意見陳述申立期限：２月７日

平成３１年１月２８日　　第１回審議

　平成３１年２月　８日　　第２回審議

　平成３１年３月１１日　　第３回審議

　平成３１年３月２０日　　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第２条　（略）

２　この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

　 ３－５　（略）

　　第５条　手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

２　（略）

　第５条の２　手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

２　受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

３－４　（略）

第１７条　都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

　　　　一―二　（略）

　　第１９条　手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

第２６条　第５条第２項、第５条の２第１項及び第２項、第１１条（第三号を除く。）、第１２条並びに第１６条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第８条、第２２条から第２５条まで」とあるのは「第２２条、第２４条、第２５条」と、「第９条第２項」とあるのは「第２２条第２項」と読み替えるものとする。

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。（以下「令」という。））

第１条　法第２条第２項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第１に定めるとおりとする。

　 ２－３（略）

別表第１（第１条関係）

一―八　（略）

九　精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十　（略）

（３）障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和５０年厚生省令第３４号。）

第２条　法第１９条の規定による障害児福祉手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一　（略）

二　受給資格者が法第２条第２項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエツクス線直接撮影写真

　 　　三―五　（略）

　　第３条　手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

　　２　（略）

（４）障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定程度基準について」（昭和６０年１２月１８日社更第１６２号厚生省社会局長通知。（以下「認定程度基準」という。））

別紙　障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

　　　第１　（略）

　　　第２　障害児福祉手当の個別基準

　　　　令別表第１に該当する障害の程度とは次によるものとする。

　　　１－５　（略）

６精神の障害

(1)　精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第１第９号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

アーカ　（略）

キ　発達障害によるものにあっては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

（注１）発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

（注２）発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

（注３）日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める

　ク（略）

(2)　精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

　　　 (3)　（略）

　　　７　（略）

　　　第３－第４　（略）

（５）障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する疑義について（平成２８年９月２８日障企発０９２８第１号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。（以下「厚生労働省通知」という。））

標記については、別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされたい。（中略）

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的助言である。

※ 別紙について、特に対象となる手当を記載していない問答については、両手当（障害児福祉手当及び特別障害者手当）ともに該当する内容である。

別紙

第１ 手続関係

〔支給開始月〕

（問９） 法では、手当支給の始期に関する特例として、災害その他やむを得ない理由により請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、当該請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給されるとあるが、「災害その他やむを得ない理由」とは具体的にどういったものをいうのか。

（答） 「災害その他やむを得ない理由」とは、自然災害（風水害等）、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等の物理的な理由に限定される。離婚等の人為的な理由は、これに含まれない。

（６）行政手続法（平成５年法律第８８号）

第９条　（略）

２　行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（７）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第８条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この条において「法」という。)等に関する事務のうち、福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。

　　 一－三　（略）

四　法第１９条(法第２６条の５において準用する場合を含む。)の規定に　　よる受給資格の認定に関すること。

五－十四　（略）

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、下記の事実が認められる。

（１）平成２８年８月２日、審査請求人が乳幼児経過観察健康診査を受診し、要経過観察であったため、保健センターは、発達相談を実施し、１歳６か月児健診でフォローが必要と認められる者を対象とする発達相談事業である○○○○○を審査請求代理人に紹介した。

（２）平成３０年２月２２日、保健センターは審査請求代理人からの療養サービスの費用及び特別児童扶養手当等に係る問合せについて、回答した。

（３）平成３０年３月５日、処分庁は、審査請求代理人から障害児福祉手当についての問合せを受け、同日付けで審査請求代理人に対して障害児福祉手当の申請に必要な診断書の様式を送付した。

（４）平成３０年３月９日、審査請求代理人は処分庁に対して本件認定請求を行った。

（５）平成３０年４月１８日、処分庁は、手当の支給開始年月を同年４月からとする本件処分を行った。

（６）平成３０年６月２６日、審査請求代理人は、保健センターの職員が、適切な助言等を行っていれば、平成２９年１０月には認定処分がなされたはずであり、本件処分は適切な時期に認定されていないことを不服とし、大阪府知事に対し、同年１０月に遡って認定処分を求める審査請求を行った。

３　判断

（１）支給要件に係る審査について

処分庁は、第３の２（１）のとおり、本件認定請求を受け、令第１条及び別表第１並びに認定程度基準に基づき支給要件に係る審査を行い、手当の受給資格について認定とする処分を行ったものである。そして、受給資格を認定とすることについては、審査関係人に争いはない。

（２）支給期間について

審査請求代理人は、度々、保健センターに審査請求人の健診や発達障害に関する相談をしたが、保健センターの職員からは、手当についての説明がなく、審査請求代理人が自らインターネットで検索をし、障害及び手当の存在を知ったこと、審査請求代理人は、平成２９年９月において妊娠期間の後期であり体調も悪く、夫は仕事により平日は休めず、忙しい状態であったことから、手当の認定請求が困難な状況にあったこと、保健センターの職員が、適切な助言等を行っていれば、審査請求人が３歳となる頃には診断を受けることが確認でき、平成２９年９月には手当の認定請求を行えたはずであり、同年１０月に遡って認定処分を行うべきであることを主張する。

本件についてみると、手当の支給の始期は、前記１（１）法第２６条で準用する法第５条の２第１項において、受給資格者が法第５条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からと定められており、第２項において、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合で、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときの手当の支給は、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることが定められている。また、「災害その他やむを得ない理由」は、前記１（５）厚生労働省通知において、自然災害（風水害等）、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等の物理的な理由に限定され、離婚等の人為的な理由は、これに含まれないと解されている。

妊娠期間の後期であった審査請求代理人や審査請求人に代わって、夫が手当の認定請求を行うことが考えられるが、夫に自然災害、火災のほか、急病、死亡及び交通事故等の物理的な理由がある旨の明確な主張はなかった。

以上のとおり、本件認定請求は、法第２６条で準用する法第５条の２第２項に規定される「災害その他やむを得ない理由」に該当せず、他に具体的支給根拠となる規定が存在しないことから、平成２９年１０月に遡って認定処分を行うべきであるという審査請求人の主張を認めることはできない。

（３）手当の周知等について

　　○○市における手当の周知については、同市が作成する子育ての情報誌「○○○○○○○○○」において受給対象者及び窓口が、ホームページにおいて支給対象者、支給制限、手続に必要な書類等及びお問い合わせ先がそれぞれ案内されていることが認められる。

また、福祉事務所において、障害者手帳を交付する際に手当の窓口、支給額及び支給の制限等を記載した「障がい者（児）福祉のあらまし」及び対象となる制度の名称を記載した「文書（療養手帳の交付について）」がそれぞれ交付され、障害福祉手当等の対象者となり得る者に対しては手当の概要、要件、手当月額、支給方法等を記載した「文書（障がい福祉手当制度について（案内））」が交付されていることが認められる。

　　法は、手当の周知に係る具体的な内容を規定せず、また、○○市では、上記のとおり一定の手当の周知は行われていることを考慮すると、保健センターが手当の周知を適切に行っていれば、障害児福祉手当受給資格認定処分が早い時期には行われていたものであり、保健センターの対応は、発達障害者支援法、母子保健法、児童福祉法及び保健師助産師看護師法の規定に違反している等の審査請求人の種々の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではないことから、上記判断を左右するものではない。

（４）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色直人

委員　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　松村　信夫